

丹波市地域福祉計画推進協議会（第3回）

日時：令和2年9月23日（水）

14:00～2時間程度

場所：本庁第2庁舎2階ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報 告 事 項

（1）交代委員の紹介について P5～6

（2）各専門部会の進捗状況報告

①地域包括ケアシステム部会 P7～12

②虐待防止・権利擁護支援部会 P13～15

③地域福祉推進部会 P16～19

4. 協 議 事 項

（1）地域福祉の推進体制について P20～23

（2）丹波市地域福祉計画骨子案の構成について P24～54

（3）子どもの貧困対策の計画への反映について 参考：P34 中段

5. そ の 他

・今後のスケジュール（案）について P55

6. 閉 会

〔資料の構成〕

(1) 会議次第	P1～2
(2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例	P3～4
(3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿	P5～6
(4) 各専門部会進捗状況表	P7～19
(5) 生活(地区)課題及び御別の悩みごと等の相談流れ図(案)	P20
(6) 地域福祉の推進基盤となる関係機関等とその役割(案)	P21～23
(7) 丹波市地域福祉計画の体系(R2. 9. 23 時点)	P24
(8) 第3期丹波市地域福祉計画【骨子案】	P25～54
(9) 今後のスケジュール(案)	P55

【参考】

- ・ 第2回会議の議事録(摘録)

○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日

条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

丹波市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月26日～令和4年4月25日／3年間) ※うち計画策定は2年間

〔委員名簿〕

令和2年6月10日現在

No.	区 分	氏 名	所属団体等名	役職名等	摘 要 (専門、役割、所属区分等)
1	識見を有する者 (条例第3条第2項第1号)	タニグチ 谷口 泰 司	関西福祉大学 (社会福祉学部)	教授	障害者・高齢者福祉、 就労支援
2		マツオ 松尾 信 幸	兵庫県司法書士会	司法書士	権利擁護、成年後見制 度
3	関係行政機関 (条例第3条第2項第2号)	オオサカ 達坂 悟 郎	丹波健康福祉事務所	所長	地域福祉の取組推進支援 (広域的見地)
4		ヤマモト 山本 伸 雄	ハローワーク柏原 (柏原公共職業安定所)	所長	生活困窮者等就労支援
5	福祉団体等の代 表者 (条例第3条第2項第3号)	カベ 開 田 算	丹波市民生委員児童委員連合会	会長	民生委員児童委員
6		ナガイ 長 井 克 己	丹波市社会福祉協議会	会長	地域福祉推進団体
7		サツムラ 澤村 安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	会長	社会福祉法人
8		ナカガワ 中川 優 一	みつみ生活サポートセンター	社会福祉士 相談支援専門員	障がい者相談支援事業 所
9		モリシマ 森島 美 幸	丹波市身体障害者福祉協議会	理事	障害者団体
10		アダチ 足 立 美 樹	丹波どんぐり食堂 (移動式子ども食堂)	管理栄養士	ボランティア団体
11		ヤマグチ 山口 洋 子	丹波市保育協会 (認定こども園ミライズそら)	園長	子育て支援団体
12		ドウモト 堂本 喜代和	丹波市老人クラブ連合会	会長	高齢者団体
13	地域住民の関係 者 (条例第3条第2項第4号)	オオノ 大 野 亮 祐	丹波市自治会長会	会長	自治会長会
14		カナカ 田 中 義 人	新井自治協議会	コミュニティ活動 推進員	自治協議会
15	公募による市民 (条例第3条第2項第5号)	ヤオ 八 尾 苗 江			障害者就労移行支援 (一社) a m * a m
16		ヨデン 余 田 弘 子			吉見地区生活支援サー ビス推進会議アドバイザー
17	その他市長が必 要と認める者 (条例第3条第2項第6号)	オオ 大 西 誠	丹波市人権・同和教育協議会	会長	人権団体
18		ニシ 西 田 隆 之	丹波市学校長会 (中央小学校)	校長	教育関係団体

〔事務局員名簿／丹波市〕

No.	所属部課名	氏 名	役職等	摘 要
1	健康福祉部	井上 鉄也	理事 (地域包括ケアシステム担当)	
2	健康福祉部	金子 ちあき	部長兼福祉事務所長	
3	健康福祉部社会福祉課	森本 英行	課長	全体統括 地域包括ケアシステム部会 事務局
4	〃 介護保険課	谷 水 仁	課長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
5	〃 障がい福祉課	高見 智幸	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
6	〃 自立支援課	中村 直樹	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
7	〃 自立支援課	宮野 さおり	福祉総合相談係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
8	〃 介護保険課	大西 万実	副課長兼介護保険係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
9	〃 介護保険課	荒木 信博	地域支えあい推進係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
10	〃 障がい福祉課	徳田 克彦	障がい総務係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
11	〃 社会福祉課	村上 浩一	福祉総務係長	全体統括(副) 地域包括ケアシステム部会 事務局

〔事務局員名簿／丹波市社会福祉協議会〕

No.	所属部課名等	氏 名	役職等	摘 要
1	法人事務局	芦田 正吾	事務局長	
2	〃	吉見 和幸	事務局次長	
3	〃	松 浪 豊	事務局次長	
4	地域福祉課	田邊 和彦	事務局次長兼課長	
5	総務課	荻野 和昌	課長	
6	介護保険課	藤本 裕二	課長	
7	地域福祉課	山本 奈津希	係長	
8	介護保険課	小谷 菜絵	係長	

地域包括ケアシステム部会進捗状況【令和2年9月23日 第3回推進協議会 資料】

部会開催日	議題	内容
3月30日 (第1回)	①計画に要する基本用語の共通理解と解釈の共有 ②地域包括ケアシステムについて ③地域福祉を進めるための圏域について ④専門部会での協議する事項について	①「地域福祉」「地域福祉計画」「地域福祉」と「在宅福祉サービス」の違いの確認し共通理解を行う。 ②1)問題意識 2)人口変動に伴う社会保障制度への影響 3)社会保障制度改革としての地域包括ケアシステムとは 4)丹波市の現状と課題 5)丹波市の取組 上記について介護保険課から説明と報告をし、部会員に計画における地域包括ケアシステムの位置づけや方向性等を検討するため現状把握を行う。 ③圏域を地区(旧小学校区)とする。(ただし、実際の活動の際には地域の実情に分けて活動しやすい形態にする)地域特性を分析するため自治協単位で地域における意識調査を実施し地域課題を確認する。 ④自治協議会への調査実施(項目等の確認を含む) 1)年齢構成 2)医療3)介護サービス、リハビリ施設 4)介護予防5)生活支援 6)住まいの状況 7)交通事情 8)その他 この8つの視点を元に意識調査をすすめる。調査方法は各自治協を訪問しインタビュー形式で意見を取りまとめ、協議資料とすることを決定した。

6月12日 (第2回)	①地域特性による地域課題の理解 ②「基本目標」の検討	①自治協議会への意識調査結果の報告、市民アンケートからみえる課題の整理を行う。 ②社会資源(福祉マップ)の作成の経過と内容の説明 1) 地域ごとの介護・障がい・医療の事業所や施設の設置状況を地図上に落とし込み、地域ごとの分布状況や偏りの状況を目で見分けるものとして作成。 2) 福祉マップ作成過程や自治協への聞き取りから分かったことを報告。 《報告事項》※下記、会議時口頭説明分 ・医療機関は柏原地域に多い傾向があります。また、受診するためには通院が必要であり、移動手段が限られる高齢者などの移動制約者は不便を感じているという方の声が多くありました。訪問診療や訪問歯科、訪問薬剤師などの医療サービスの充実と周知が必要となっています。 ・介護サービス事業所は各地域に整備されていることや、自宅への訪問サービスや事業所への通所サービスには送迎があるため、住民の方は不便やサービスの不足感は感じておられません。 ・丹波市にはデイサービスや特別養護老人ホームの設置が多い特徴があり、要介護度が重度になると施設入所に移行する傾向が伺えます。 ・介護や障がいに関する相談先として、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業所が各地域に整備されています。今後はさらに身近な相談先として、社会福祉法人が設置するよろずおせっかい相談所の活用や繋ぐ機能を重視して地域に設置を進めているよろずおせっかい相談所サテライトなどとの協力と連携が必要と考えられています。 「基本目標」は部会意見を整理し、次回検討し、決定する。
------------------------	--	---

7月22日 (第3回)	①「基本目標」【地域づくり】の検討について	①自治協議会意識調査と前回の部会意見のまとめの報告。市民アンケートと前回部会での意見のまとめの報告。 「基本目標」【地域づくり】の検討 当初(案)3. 住民主体による支えあい活動の推進  「3. 福祉コミュニティとしての地域づくりの推進」と設定することとした。 ・将来に向けて地域課題を解決していくには、自治協や自治会が福祉コミュニティ機能を備え、地域福祉を意識した地域づくりをすすめていくことが地域包括ケアに必要となってくるため3. の基本目標となり、部会案として提案する。 ②1)関連団体聞き取り調査報告(まとめと気づき) ■調査団体 ○丹波市民生委員児童委員連合会 ○丹波市ボランティア協会 ○丹波市身体障害者福祉協議会 ○丹波市老人クラブ連合会 ○東部・西部・南部地域包括支援センター ○丹波市社会福祉協議会 丹波市ボランティア協会は次回報告 2)各圏域地域包括センターの取り組み内容の報告
----------------	-----------------------	---

		「基本目標」は次回部会にて検討する。 ※次回部会協議時に必要な資料として ①現状の各機関の連携状況及び各事業や制度の実施状況の把握 ②福祉総合相談と3圏域の地域包括支援センターのそれぞれの相談内容と件数の確認
--	--	--

8月25日 (第4回)	①報告事項	生活課題を地区(支えあい推進会議)で取り扱う際に、現在の相談機関がどのくらいの件数でどのような内容で、どのようにアセスメントしながら連携して、振り分け等をしているのか確認するために ①福祉総合相談の相談内容と件数 ②3圏域地域包括支援センターの相談内容と件数 の報告を受け意見交換を行った。 ③行政の縦割りの弊害の例として「知的障害のある人の地域自立生活の分岐点～ライフステージに生じる問題」と題して中川委員から報告を受けた。 ④8月13日の部会長会の報告 上記の報告内容を元に意見交換をした。
9月15日	②協議事項 基本目標【多職種連携】の検討について 副会長、部会長、事務局会議	丹波市で現在実施している事業や制度を洗い出し、内容や課題を報告し、意見交換を行った。基本目標の設定は、副会長・部会長と調整し、推進協議会へ提案することとした。 9月7日 事務局及び市民活動課との庁内会議 9月10日 事務局及び社会福祉協議会との生活支援体制整備事業の確認 庁内会議及び社会福祉協議会との調整を経て、生活支援体制整備事業の計画における方向性の提示及び地域での各階層での役割を提案した。 各階層及び各機関の役割をさらに明確にし、最終調整することとした。
9月18日	副会長、部会長、事務局会議	①〇「生活(地区)課題及び個別の悩みごと等の相談流れ図」

	○地域福祉の推進基盤となる関係機関等とその役割(素案)を再調整し、不明確であった各関係機関の役割を明確化した。 ②「基本目標」【多職種連携】の設定について 当初案【多職種連携】 2. 医療・介護福祉専門職等の連携による支援強化 ↓ 【地域を基盤とした多職種、多機関協働・連携強化】 2. 地域丸ごとの連携強化・拡大 施策目標の【多職種連携】は、自治協や社会福祉法人、各種団体等の聞き取り調査を進める中で職種の連携だけでなく各機関の協働連携にも重点を置く必要があり、計画の中で明確にするため多機関という言葉を追加した。丹波市は地域特性があるので、地域を中心として協働・連携を深めるという意味で【地域を基盤とした多職種、多機関協働・連携強化】と変更した 基本目標の2. は【地域づくり】の部分でも協議させてきた内容で、今後は予算だけでなく人的にも生産年齢が不足してくる中で新たな施策の展開が難しく、サービス不足等の課題を解決していくには、既存の団体や施設等各機関が協働してサービス等を最大限に効果を引出、人、団体、物、制度等様々なものの連携を強化し、利活用していくことが必要であります。また、施策目標を変更したことにより、地域を基盤としているので、2. の基本目標を設定し、推進協議会で提案することとした。その他、部会で出てきた重要な意見やワードなどは計画の考え方の中で表現していく。
--	--

虐待対策・権利擁護支援部会進捗状況【令和2年9月23日 第3回推進協議会 資料】

部会開催日	議題	内容
6月30日 (第1回)	(1) 虐待対策・権利擁護部部会の位置づけ (2) 丹波市の現状と課題 ① 権利擁護に関するアンケート調査集計結果 ② 高齢、障がい虐待件数、事例等 (3) 地域福祉計画における基本的な施策の方向性について (4) 虐待対策・権利擁護支援部会オズバーの選任について	① 成年後見制度利用促進計画及び本部会で検討する内容についての確認とともに「権利擁護に関するアンケート調査」集計結果及び高齢、障がい虐待件数のほか、実際に対応したケースについての説明により、「意思決定支援」、「権利擁護支援」「権利擁護支援における権利とは」などの言葉について意見交換を行った。 ② 部会の目的として、『市民の権利擁護を支援することと虐待防止の対策を考えること』の共通認識をすることができた。 ③ 次回部会において、基本目標、施策の方向性、施策例をさらに具体的に提示し、協議いただくこととする。 ④ 権利擁護について学識のある2名をオズバーとして選任することについて、承認をいただいた。 丹有法律事務所 馬場民生弁護士、 権利擁護に特化したNPO法人所属 上田晴男さん

7月29日 (第2回)	(1) 権利擁護支援と虐待防止対策の骨子について ① 基本目標 ② 基本的な施策の方向性 ③ 施策例	前回の部会を踏まえて、基本目標、基本的な施策の方向性、施策例を整理した資料をもとに協議を行った。 ① 【基本目標】について 前回の協議をもとに、下記の目標で考えていくこととする。 『市民1人ひとりのライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実を図る。』 ② 【基本的な施策の方向性】について 部会の目的から、以下の3点に集約した。 A. 虐待防止及び対応充実のための体制を構築する。 B. 権利擁護ニーズに対する支援体制を充実させる。 C. 成年後見制度を活用した権利擁護支援を促進する。 ③ 【施策例】について 各委員からの意見として ・ 権利擁護支援センターは「設置検討」ではなく、「設置」としてほしい。 ・ 5年後の目指す姿の共有が必要ではないか。 ・ 指標の設定が必要ではないか。
----------------	--	--

8月31日 (第3回)	(1) 部会長会の報告 (2) 施策の方向性について (3) 成年後見制度利用促進計画骨子(案)について	① 8月13日に開催された、部会長会の協議内容を共有した。 ② 前回の部会を踏まえて、基本的な施策の方向性の具体的な内容を提示し、それぞれについて以下の意見をいただいた。 【基本的な施策の方向性と施策例から】 A. 虐待防止及び対応充実のための体制を構築する。 ① 「あらゆる対象」というのは、誰を指すのか。 ② 「身近な地域」とは、どの範囲で設定するのか。 ③ 虐待や権利侵害を予防するための施策が必要ではないか。 ④ 虐待対策のための教育や啓蒙活動が必要ではないか。 B. 権利擁護ニーズに対する支援体制を充実させる。 ① 虐待を受けている側と養護者、両方の支援が必要である。 ③ 成年後見制度利用促進計画の骨子(案)を提示した。 いただいたご意見をもとに、今後の取組みについて内容を整理して反映させる。
------------------------	---	---

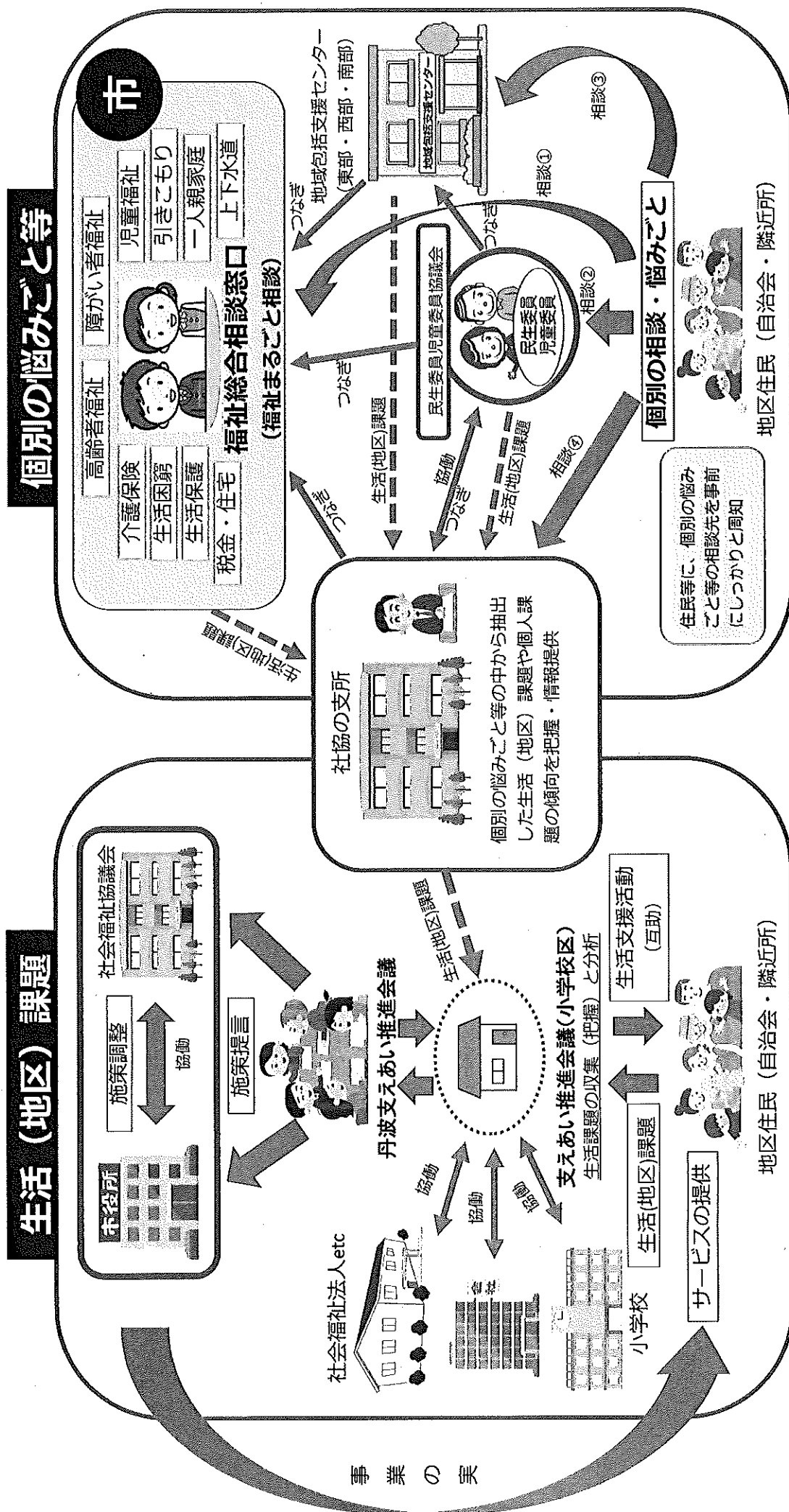
部会開催日	議題	内容
令和2年 3月17日(火) (第1回)	①介護人材の確保について	①・離職率を減らすためには、職員の賃金体系や雇用管理体系の規程等整備や管理職のマネジメント力向上を進めていくことが重要であるが、離職率が高いとされている小規模の事業所では人手がなく、整備等に手が回らないことが考えられる。ここに行政が支援していく必要性があるのではないかと。 ・どのようにしたら、職員のワークライフバランスが確保できるか。 ・介護業界全体の情報発信力が不十分である。 ・介護業界に対する先入観が、かなり以前から固定されたイメージ(きつい・汚い・しんどい等)であり、業界が敬遠される原因の一つとなっていないか。 ・主に地域高齢者の支えあいを進めることは、介護保険や自分の老後のことを考える機会にもなる。比較的時間のある中高年齢者が地域ボランティア等に参画することを推進していくことは、丹波市の支えあいづくりにつながり、ひいては介護業界への理解にもつながるのではないかと。 ②・第2層協議体などに社会福祉法人が入り、専門的な立場から助言するなど連携して推進できないか。 ・各社会福祉法人の専門分野から、地域での取り組みを住民側からも要望してはどうか。
令和2年6月	「地域福祉に関する社会福祉法人アンケート調査」実施	市内17法人(社協除く)中14法人より回答報告は第2回部会資料「調査報告」
令和2年 8月3日(月) (第2回)	①介護福祉職場の魅力アップと離職防止支援	①規模の小さな事業所の離職率が顕著→手が回らないので行政支援の必要性がある 1) 賃金や雇用管理がしっかりしている 2) 事業所としてのやり方、方向性が組織全体で共有され運用されている事業所は離職率が小さい

部会開催日	議題	内容
	②多様な人材確保	かつて3Kと呼ばれた介護職場のイメージは先入観や情報発信不足であることや、介護職のやりがいや魅力が発信できていないことが大きい。 SNSやネット配信（youtube など）を有効に活用し、丹波市を挙げて介護業界のイメージアップを図っていく必要がある。（具体的な施策） 地域の福祉学習の拠点としての施設の位置づけ。「知らなかった」を「わかった」に変えていく取り組み。 施策例で、国の制度改正に準じた処遇改善とあるが、国の制度改正に準じて済ますのではなく、それ以上を見据えた丹波市独自の処遇改善策の検討・実施としてはどうか。 また、「離職防止支援」ではなく、「職場定着支援」としてほしい。 ②介護にかかわる人材は、地域包括ケアシステムを構築していく上で不可欠であり、最も考えていく必要がある。 このため、学齢期から福祉学習を進め、介護・福祉についての良いイメージ認識をつけていく必要がある。 将来の人材となる若者に介護業界が「選ばれる」努力をしていくことが求められる。 介護人材を補完していく観点から、「くらし応援隊」のような地域の担い手を養成し、「介護」と「地域での助けあい」の両方を深めていくことが必要である。 今後、事業者間での介護人材の取り合いが激しくなり、この波は自治体間でも発生が予想される。事業所の自助努力としての選ばれる方法も必要だが、丹波市の事業所が市外の人にも就職先として選んでもらえるような施策を具体的に考えていく必要がある。 若い人が就職先に介護・福祉職を選択肢に入れられるよう、義務教育期間中

部会開催日	議題	内容
	③研修体制の充実による人材育成の強化 ④業務の効率化と生産性向上対策の推進	に十分な情報提供を行い、高校選択時に福祉類型を選ぶ人が出てくるようになるべき。 介護・福祉職はエッセンシャルワーカー（生命と財産を守るため、社会を支える必要不可欠な仕事の従事者）であることを教える。教育現場の変革が求められる。 施策例の 2 番目の福祉人材確保にかかる各種補助制度はより一層の充実としてほしい。 3 番目の「外国人介護人材の受け入れ」は、書いておく必要はあるかもしれないが、優先順位は低いように思う。 4 番目の「I・U・J ターンによる福祉人材の獲得」は、ターンしてまで就職してもらえないような魅力的な特典・特色が必要ではないか。 5 番目の「介護職場への高齢者就労」は、高齢者就労先として選ばれるような工夫を具体的に記載する必要があるかないか。 ③国の分析では、他の職種に比べて介護業界の離職率はやや高い上、早期離職の傾向が高い。介護業界への参入促進、処遇改善には行政支援が必要である。離職率減少については、同時に事業所のリーダー、管理職層のマネジメント力を高めていく必要がある。 福祉学習で学習した理念等を、就職したときに実感できる現場づくりが大切である。 研修体制の充実の前に、研修する側が効果的な人材育成や研修の仕方を知らない・わからない場合があるため、育成する側の支援策も必要となる。 丹波市内の廃校や空き教室を活用して、オンライン（ZOOM 等）で通信教育が受けられる設備を整え、市民が仕事をしながら、わざわざ都支部に行かなくても福祉資格が取得できる取り組みを行政が支援できないか。 ④丹波市の介護事業所に就職して安心！と言える処遇改善策の一つとしての

部会開催日	議題	内容
	⑤社会福祉法人連絡協議会の活性化 ⑥法人資源を活かした地域への働きかけ、地域公益活動を通じた社会福祉法人の見える化	業務効率化、生産性向上は介護業界の安定性、経営面の向上、職員のやりがいにつながる。 このような推進を図りやすくするよう、丹波市としてモデル事業などの施策に反映されるべきである。(介護用ロボットの購入補助など丹波市が介護業界に積極的であるというアピールも含めて) 日々の業務の中での記録や手続き、意思決定が迅速に行えるよう、ICT導入を補助するなどの支援策が必要では。 丹波市に高校が3校あるので、福祉学科を誘致することを考えていく必要があるのではないか。(県の計画に乗る話になるので、本計画に掲載は調整が必要) ⑤社会福祉法人アンケート結果から、地域貢献に対する積極性は大きいにある。協議会としてよりよい共存共栄と、丹波市の発展に寄与できるよう努力。 ⑥社会福祉法人が地域の求めに応じて地域に入っていく、専門的な助言や役割分担を行っていく。(地区支えあい推進会議との協働、サポート) 地域の福祉学習の拠点としての施設の位置づけ。「知らなかった」を「わかった」に変えていく取り組み。 法人も地域貢献の方法を探っている状況。 地域からも法人に対して要望を行っていく。

生活（地区）課題及び個別の悩みごと等の相談流れ図（案）



地域福祉の推進基盤となる関係機関等とその役割 (案)

【凡例】

- ：生活(地区)課題にかかる役割と活動
- ：個別の悩みごと等にかかる役割と活動

通番	区 域	関係機関等	4つの助	役割や活動のめやす	協議体
1	・ 市域	・ 市 (福祉総合相談窓口) ※福祉まるごと相談 ・ 市 (健康福祉部 各担当課)	公助 共助 互助	○施策提言の受理 ○施策の企画・実施 (公的サービスの提供) □各担当課窓口での「相談・悩みごと」の受付と対応 □他課と協働した複合的相談の受付と解決支援 (福祉まるごと相談) □「相談・悩みごと」から抽出した「生活課題」の地区へのフィードバック	丹波支えあい推進 会議 (第1層協議体)
		・ 基幹型地域包括支援センター(市介護保険課) (高齢者あんしんセンター)		○施策の企画・実施 (公的サービスの提供) ○地域包括のケース対応から地域課題抽出・資源開発・政策形成 □各圏域地域包括支援センターとの協働と支援	
		・ 社会福祉協議会		○施策提言の受理 ○事業の企画・実施 ○支えあい推進会議の開催と支援 □窓口で「相談・悩みごと」の受付と対応 □「相談・悩みごと」から抽出した「生活課題」の地区へのフィードバック	
		・ 丹波市民生委員児童委員連合会		○福祉事務所その他関係機関との協働 ○市や社協へ施策提言等 □委員の知識・技術向上の研修会開催 □各民児協からの意見等の集約、調整	
2	・ 圏域 (西部・南部・東部)	・ 地域包括支援センター	互助	□「相談・悩みごと」に対する専門職による受付と対応 □市各課や「福祉まるごと相談」との協働 □「相談・悩みごと」から抽出した「生活課題」の地区へのフィードバック	

通番	区 域	関係機関等	4つの助	役割や活動のめやす	協議体
3	・地域（町域） ※青垣地域は小学校区	・社会福祉協議会（支所）		☐ 窓口での「相談・悩みごと」の受付と対応 ☐ 「相談・悩みごと」から抽出した「生活（地区）課題」を地区へフィードバック ☐ 地区の支えあい推進会議等の立ち上げ支援	支えあい推進会議 （第2層協議体）
		・地域支えあい推進員（町担当）		☐ 地区の支えあい推進会議の開催支援 ☐ 「相談・悩みごと」に対する相談スキルの向上（相談対応技術の習得）	
		・民児協（法定協議会）、主任児童委員		☐ 各部会による活動（母子児童・高齢者・障がい者） ☐ 社会福祉法人との協働 ☐ 民生委員・児童委員同士の交流（意見交換・情報の共有） ☐ 中学校との交流 ☐ 各委員のスキルアップ研修等 ☐ 各委員の意見集約、課題解決等	
4	・地区 （自治協議会区域、小学校区）	・自治協議会		☐ 地域支えあい推進員と協働して支えあい推進会議等の立ち上げ（地域性を考慮し、町域での立ち上げも想定） ☐ 地区の「生活課題」の収集と分析 ☐ 生活支援活動の創出と実践 ☐ 他機関が抽出した「生活（地区）課題」の収集（把握）と分析 ☐ 社会福祉法人、企業、学校等との協働 ☐ 解決困難な「生活（地区）課題」の丹波支えあい推進会議への報告	
		・社会福祉法人（よろずおせっかい相談所）		☐ 地区支えあい推進会議への参加と支援 ☐ 地区住民からの「相談・悩みごと」の受付と対応	
		・小学校		☐ 地区支えあい推進会議への参加と支援	

通番	区 域	関係機関等	4つ の助	役割や活動のめやす	協議体
5	・ 自治会区域	・ 企業等		○地区支えあい推進会議への参加と支援	
		・ 民生委員・児童委員		○地区支えあい推進会議への参加と支援 ○地区部会での自治協との交流、情報交換 □小学校との協働 □友愛訪問活動、見守り活動 □身近な相談窓口（担当区域内）	
		・ 自治会		○自治会、公民館活動 ○地区支えあい推進会議と協働して活動（自治会の課題把握） ○民生委員児童委員との協働（民生・児童協力委員を含む） □軽微な支援活動	
		・ 民生・児童協力委員		□友愛訪問活動、見守り活動 □区域担当民生委員への情報提供	
6	・ 家族、隣保、組 隣近所	・ 家族（親戚等） ・ 近隣住民 ・ 親しい仲間 ・ 趣味の会等		□家族等の支援 □近所の見守りと軽微な支援活動（ちよつとした気づき） □日常のあいさつ	
7	・ その他	・ いきいきふれあいサロン ・ いきいき百歳体操実施団体 ・ 老人クラブ等の当事者団体		○集いの場の開催（サロン、いきいき百歳体操）と参加への声掛け □参加者への声掛け見守り支援	
8	・ 自宅（個人）	・ 市民（住民）	自助	・ 健康維持、自主的な介護予防 ・ 自治会、公民館事業への積極的な参加 ・ 良好な近所づきあい ・ サービスの購入	

丹波市地域福祉計画の体系(R2.9.23時点)

まちづくり の目標 (総合計画)	目指す 暮らしの姿 (まちづくりビジョン)	基本理念 (地域福祉計画)	基本目標(7つ)	対応 部会等	基本的な施策の方向性	重点 施策
市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう	住み慣れた地域に、住み続ける生活スタイル	③②① 丸集『市民一人ひとりが主体のまち（健康づくり・介護予防・生きがいづくりなど私たち一人ひとりができることを考えます） いきずな』孤立を許さない継続的なまち（みんなが超高齢を創ります） と支えあえる基盤を築き、地域資源・活動・取り組み・くらしなどを活かし、生まれてから看取まで	【福祉基盤】 1. 福祉基盤の整備	市	A・総合的かつ伴走型相談支援体制の整備 B・社会福祉サービス等の適正な利用促進 C・社会福祉施設等の適正な管理運営 D・社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上 E・ユニバーサルデザインの推進	○ ○
			【地域を基盤とした多職種、多機関・連携強化】 2. 地域丸ごとの連携強化・拡大	シ地域 ステム 部会ケ ア	A・連携拠点の活動充実 B・介護福祉専門職の連携による在宅生活支援 C・医療介護における施設・専門職の連携強化 D・医療介護連携情報システムの利用促進	
			【地域づくり】 3. 福祉コミュニティとしての地域づくりの推進	シ地域 ステム 部会ケ ア	A・自治協議会による支えあい推進体制の整備 B・介護予防（健康づくり）への市民参加の促進 C・市民相互の見守り活動の充実（社会参加のきっかけづくり） D・支えあい活動事業の推進 E・民生委員・児童委員との協働体制の構築 F・多種多様な支え手の確保	
			【人権擁護】 4. ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実を図る	虐待 対策・ 権利 擁護 部会	A・虐待防止及び対応充実のための体制を構築する B・権利擁護ニーズに対する支援体制を充実させる C・成年後見制度を活用した権利擁護支援を促進する	
			【人づくり】 5. 福祉に関わる専門人材の確保・育成	推進 部会 福祉 会	A・介護福祉職の魅力アップと離職防止支援 B・多様な人材確保 C・研修体制の充実による人材育成の強化 D・業務の効率化と生産性向上対策の推進	
			【公益活動】 6. 社会福祉法人の地域における公益的な取組促進	推進 部会 福祉 会	A・社会福祉法人連絡協議会の活性化 B・法人資源を活かした地域への働きかけ C・地域公益活動を通じた社会福祉法人の見える化	
			【防災・減災】 7. 災害時避難行動要支援者への支援	市	A・災害時要援護者の把握 B・災害時の個別支援計画の作成と共有化 C・平時における災害への備え（訓練・意識）	

2020/09/23

第3期丹波市地域福祉計画

丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

丹波市成年後見制度利用促進計画

骨子案

令和□年□月

丹 波 市

丹波市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	4
1 地域福祉とは	4
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	8
第2章 計画策定の背景	9
1 地域福祉に関わる国・県の動向	9
2 丹波市における地域福祉を取り巻く状況	13
第3章 丹波市の地域福祉をめぐる課題認識	21
1 丹波市における人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応	21
2 多様な社会資源と連携・協働した「丸ごと」支援するための仕組みへの転換	
3 「我が事」による支えあいの仕組みづくり	
4 要援護者本人の自発的意思が尊重され、尊厳が守られる地域づくり	
5 社会福祉法人との連携・協働と福祉人材の確保・育成	
6 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進	
第4章 計画の基本的な考え方	
1 まちづくりの目標とめざす暮らしの姿	
2 施策体系(仮)	
3 施策目標	
(1) 福祉基盤の整備	
(2) 地域を基盤とした多職種、他機関協働・連携	
(3) 人権擁護	
(4) 人づくり	
(5) 防災・減災	
第5章 丹波市地域福祉計画の施策の展開	
施策目標1 福祉基盤の整備	
施策目標2 地域を基盤とした多職種、他機関協働・連携	
(1) 連携拠点の活動の充実	
(2) 介護福祉専門職の連携による在宅生活支援	
(3) 医療・介護における施設・専門職の連携強化	
(4) 医療・介護連携情報システムの利用促進	
(5) 自治協議会による支えあい推進体制の整備	
(6) 介護予防(健康づくり)への市民参加の促進	

- (7) 市民相互の見守り活動の充実
- (8) 支えあい活動事業の推進
- (9) 民生委員・児童委員との協働体制の構築
- (10) 多種・多様な支え手の確保
- (11) 世代間交流や異文化共生ネットワークづくり

施策目標 3 人権擁護

- (1) 虐待防止及び対応充実のための体制の
- (2) 権利擁護ニーズに対する支援体制の充実
- (3) 成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進

施策目標 4 人づくり

- (1) 介護福祉現場の魅力アップと職場定着支援
- (2) 多様な人材確保
- (3) 研修体制の充実による人材育成の強化
- (4) 業務の効率化と生産性向上対策の推進
- (5) 社会福祉法人連絡協議会の活性化
- (6) 法人資源を活かした地域への働きかけ
- (7) 地域公益活動を通じた社会福祉法人の見える化

施策目標 5 防災・減災

第6章 丹波市社会福祉協議会地域推進計画の推進

第7章 丹波市成年後見制度利用促進基本計画の推進

- 1 計画の基本的な考え方
- (1) 計画策定の背景と趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画の策定体制
- 2 本市における成年後見をめぐる現状と課題
- (1) 現状
 - (2) 課題
- 3 今後の取組み
- (1) 成年後見制度の利用しやすさの向上
 - (2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
 - (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
 - (4) 後見人等の担い手の確保
 - (5) 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止

第8章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理・評価体制

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、暮らしの様々な問題や課題を、日常生活の場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などと連携・協働して解決や改善に向けて取り組んでいこうとするものです。つまり、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、課題の解決に向けた取組を継続して行う営みのことです。

そして、そのような取組を通じて、誰もが住み慣れた地域に住み続けることができるよう、人と人が支えあう社会の構築を目指すものです。

2 計画策定の趣旨

わが国は、急速に少子高齢化が進み、多くの自治体で人口が減少する局面を迎えています。また、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」「孤立死」などの問題が顕在化する一方で、要介護者の増加に伴い、急激な介護力不足が予想されています。

さらに、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障がいやその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取組を始めており、本市でもその対応が求められています。

本市では、平成27年(2015年)11月に「丹波市地域福祉活動促進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「認めあい 支えあい 心つながるまち たんば」を基本理念に、「お互いを認めて育てる体制づくり」「支えあいを大切にしたい地域づくり」「つながりが生みだす豊かな暮らし」を目標に、地域に住む誰もが認め合い助け合いながら、安心して暮らしていけるまちづくりの実現をめざし、様々な取組を推進してきました。

地域共生社会の実現を目指した取組をはじめ、前計画の施策に対する評価・課題や地域福祉に関する市民ニーズなどを踏まえ、行政と地域住民・関係団体等が問題意識を共有しながら連携し、社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる地域社会の実現をめざしていくため、「第3期丹波市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定する

ものです。

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法第107条に規定されている市の行政計画です。

平成30年(2018年)4月1日に施行された改正社会福祉法の趣旨では、第4条第2項において、地域住民等は、地域に暮らす人々が抱えている地域生活課題を本人のみならず世帯全体に着目して把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し解決を図るよう特に留意することと記載されました。

また市町村については、同法第6条第2項においてこれらの課題の解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

具体的な市町村の責務として、同法第106条の3第1項において、

- ① 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備
- ② 地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

を通じて、包括的な支援体制を整備する旨の努力義務が規定され、地域の力と公的な支援体制とが相まって地域生活課題の解決に向け体制整備を行っていくこととされています。

(2) 本市の他計画との関係

本計画は、「第2次丹波市総合計画」を上位計画とし、地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉の観点から補完・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。

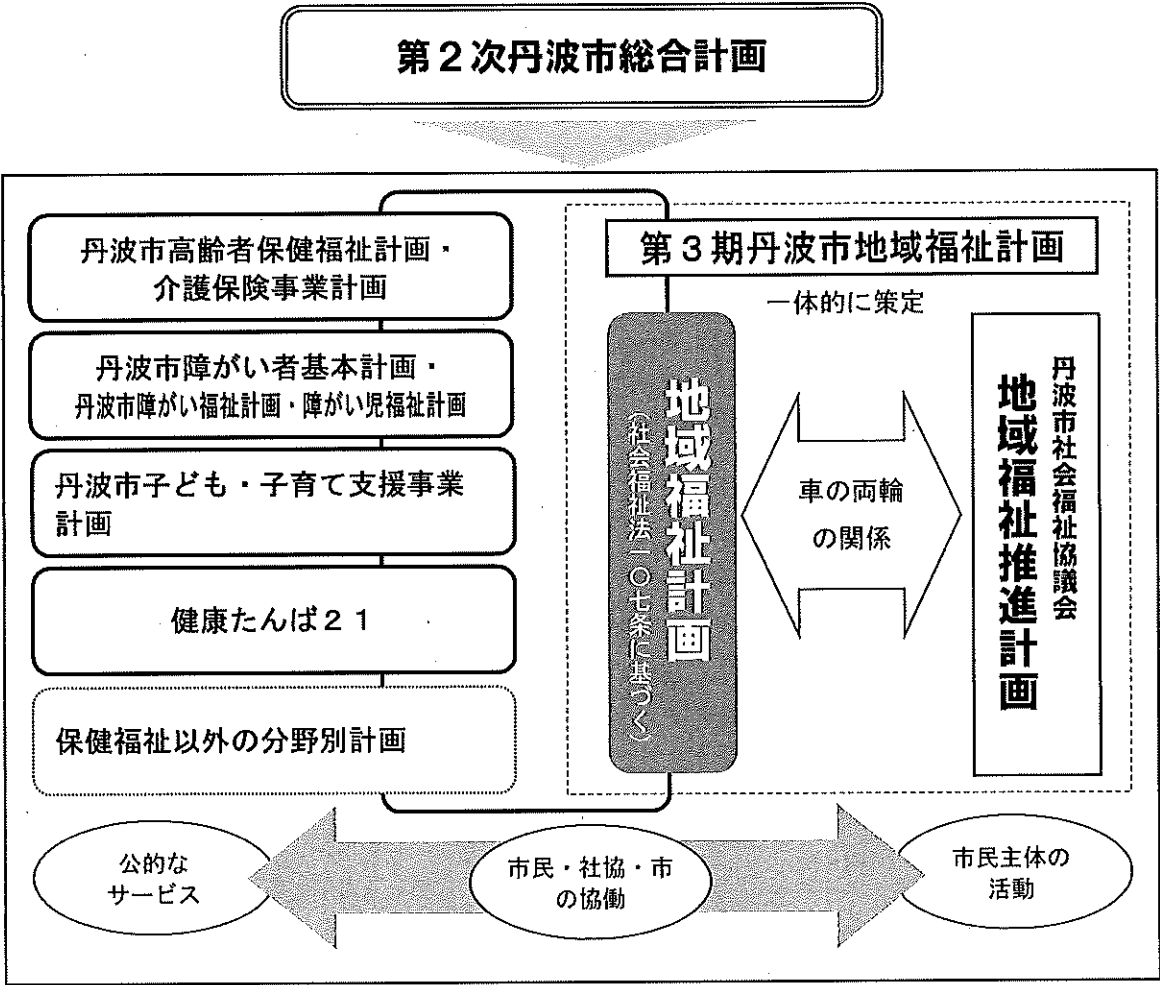
また、地域包括ケアシステムのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築をめざし、対象者や分野にとらわれず、福祉の観点から多様な人々の生活支援を考えていくための総合的な基本計画ともいえるべき性格を有しています。

本計画は、このように地域福祉を推進するための総合計画として位置づけられるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たんば21等の個別計画における理念や仕組みと整合性を図りながら横断的につなぐ計画です。また、個別計画では網羅できない課題についても、本計画で取組を進め、行政と地域住民の力で解決をめざします。さらに、地域防災計画、男女共同参画計画、生涯学習基本計画、交通バリアフリー基本構想など、防災、交通、教育、消費生活等の他分野の計画・施策とも調和を図り連携することで、個別施策を実施していきます。

また、本計画の実行には、丹波市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画における取組との連携が欠かせません。地域福祉活動計画は地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有

し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

■本市の他計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。
また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

平成 28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
前計画					第3期計画				
			見直し					見直し	

5 計画の策定体制

(1) 丹波市地域福祉計画推進協議会での検討・協議 ※実施中

計画の策定にあたり、学識経験者や市民等で構成される「丹波市地域福祉推進計画推進協議会」において計画策定に関する意見聴取を行っています。

同協議会に市民委員を中心とした部会を設置し、地域福祉に関する現状分析や取り組むべき施策、計画素案作成について検討を進めています。

(2) 「丹波市の地域福祉に関するアンケート調査」の実施

市民の暮らしの課題や地域福祉活動の現状等を把握するため、令和元年(2019年)11月にアンケート調査を行いました。

調査結果の主な内容は、□□□に記載しています。

(3) 自治協議会に対する意識調査の実施

強み・弱みなどの地域の特性や課題を把握するため、市内25の自治協議会の会長及び推進員を対象に意識調査を令和2年(2020年)5月に行いました。

調査結果の主な内容は、□□□に記載しています。

(4) 関係団体に対するヒアリング調査の実施

地域の要支援者の状況をはじめ、福祉に関する地域課題やニーズを把握するため、地域福祉に関わる各種団体を対象にヒアリング調査を行いました。

調査結果の主な内容は、□□□に記載しています。

(5) パブリックコメントの実施 ※今後予定

本計画に対する意見を募るため、令和□年□月□日から令和□年□月□日までパブリックコメントを実施します。

ホームページでの掲載や市内公共施設に計画案を配布するなどして、市民等の意見を募集します。

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉に関わる国・県の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年(2025 年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

また、ひとり暮らし高齢者が増えているほか、生活支援を必要とする高齢者の増加などを背景に、平成 27 年(2015 年)4 月の介護保険法の改正では、多様な主体が提供する様々な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが必要であることが示されました。その実現に向けて、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源のネットワーク化や開発などを行うことや、元気な高齢者を生活支援の担い手として位置づけ、社会参加を促すことなどが示されています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受け経済的に困窮する人が増加し、深刻な生活困窮状態に陥ってしまったたりする人たちの増加が見受けられます。

このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成 25 年(2013 年)12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

国においては、平成 27 年(2015 年)9 月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することを目指す「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することを目指す「生活困窮者自立支援制度」の取組を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 年(2016 年) 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

平成 29 年(2017 年) 2 月には、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるとともに、今後の実現に向けた工程が示されました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠であり、これまでの地域福祉推進の目的と共通することから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

その後、令和 2 年(2020) 6 月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

■ 地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。 ※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))
改正の概要
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用を努力義務を規定する。 ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。 ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。 ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。 ③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。
施行期日
令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

(5) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年(2016 年) 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年(2017 年) 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

(6) 子どもの貧困対策

平成 25 年(2013 年) 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要との方針を掲げ、様々な取組が進められています。

令和元(2019)年 6 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

改正法の目的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、新たな子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。

(7) 兵庫県の取組

兵庫県では、平成 31(2019)年 3 月に、「兵庫県地域福祉支援計画(第 4 期)」を策定しました。

この計画は、「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」を基本目標に、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会づくりをめざすこととされ、「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の視点」「リスクマネジメント(生活・福祉課題の発生予防・対処)の視点」「コミュニティづくりの視点」に基づいて施策を推進することとしています。

また、計画では、「各市町が地域の実情に応じた圏域（エリア）設計を行い、各圏域に地域住民や関係機関が参画・協働するネットワークを構築していくこと」をはじめ、「高齢・障がい、社会的孤立や制度の狭間にある課題など分野ごとに充実が図られてきた各種制度に横串を刺し、分野を超えた横断的な支援の体制づくりを進めていくこと」「コミュニティワーカー等福祉専門職の育成や増加する介護ニーズ等に対応するための福祉・介護人材確保対策を着実に進めること」「公民協働により住民が主体となった地域づくり活動を活性化すること」などに関する具体的な推進方策が定められています。

2 丹波市における地域福祉を取り巻く状況

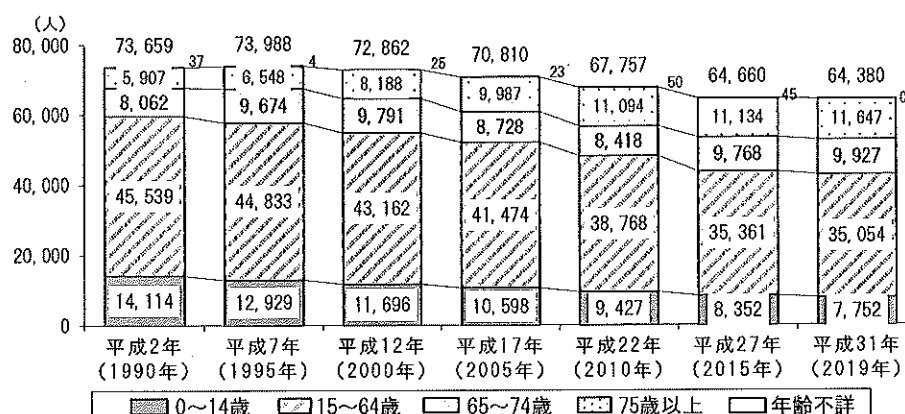
(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

本市の人口は平成31年(2019年)で64,380人となっており、年々減少しています。

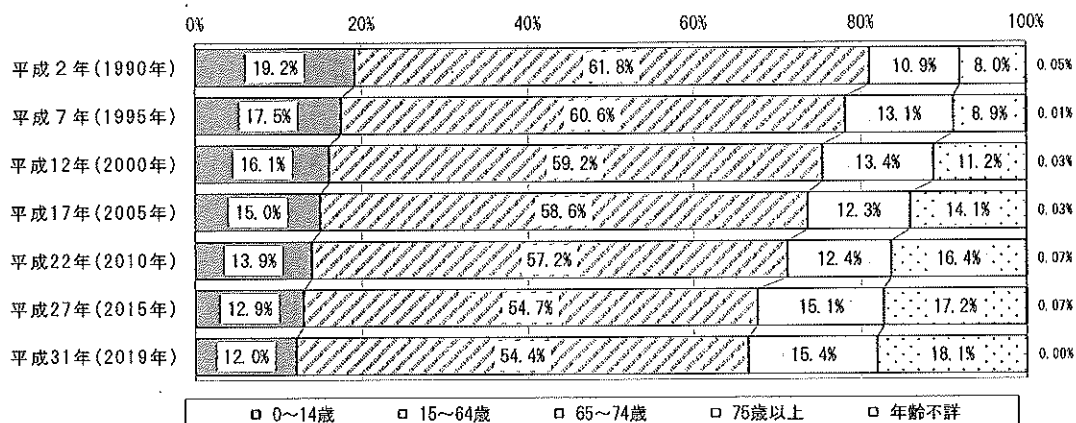
年齢4区分別人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳～74歳と75歳以上の高齢者の割合が年々増加し、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



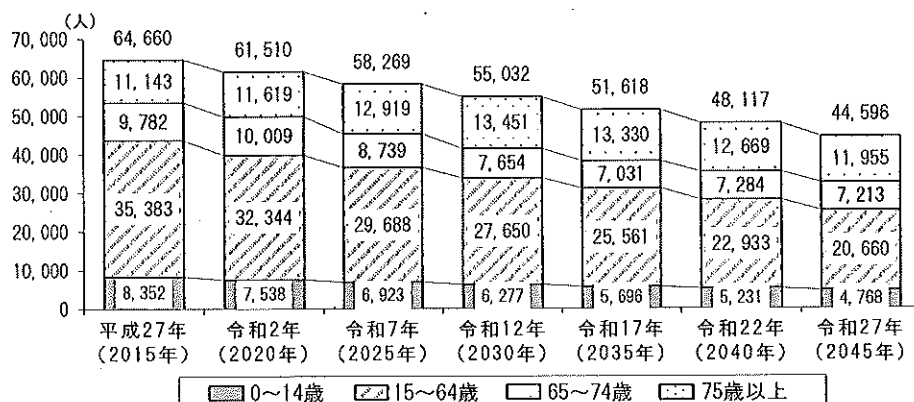
資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年は住民基本台帳人口（3月末日時点）

■年齢4区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

【参考】人口推計



資料：『日本の地域別将来推計人口』（国立社会保障・人口問題研究所 平成30(2018)年推計）

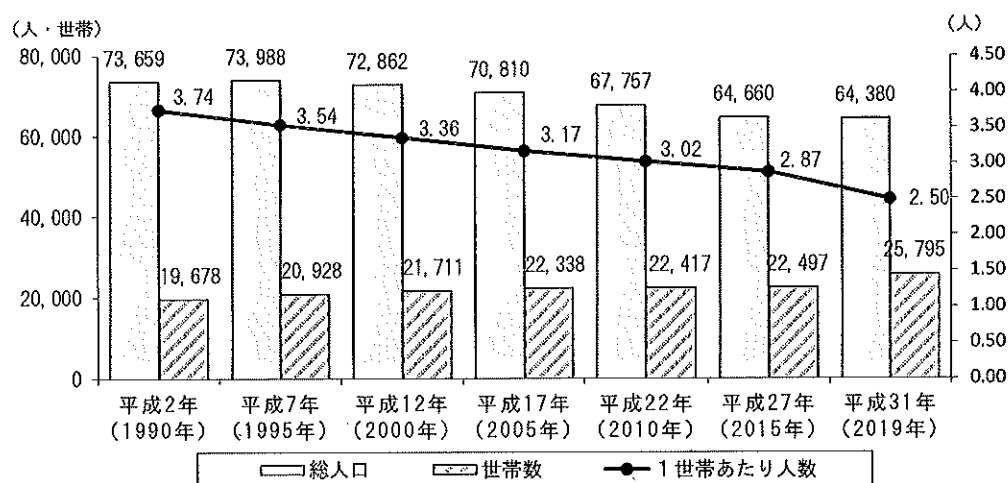
② 世帯の推移

世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、平成31年(2019年)は25,795世帯、1世帯あたりの人数は2.50人となっています。

世帯の構成状況を見ると、単身世帯が増加しており、平成27年(2015年)は22.7%となっており、そのうち65歳以上の高齢単身世帯は11.4%となっています。高齢夫婦世帯は12.4%で、高齢単身世帯と合わせると23.8%となっています。

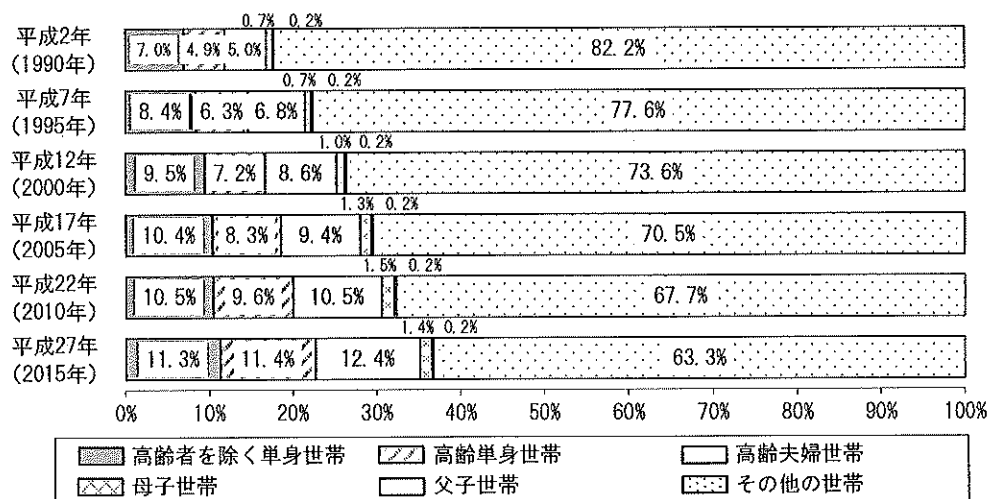
母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は1.6%となっています。

■人口・世帯数、1世帯あたりの人数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

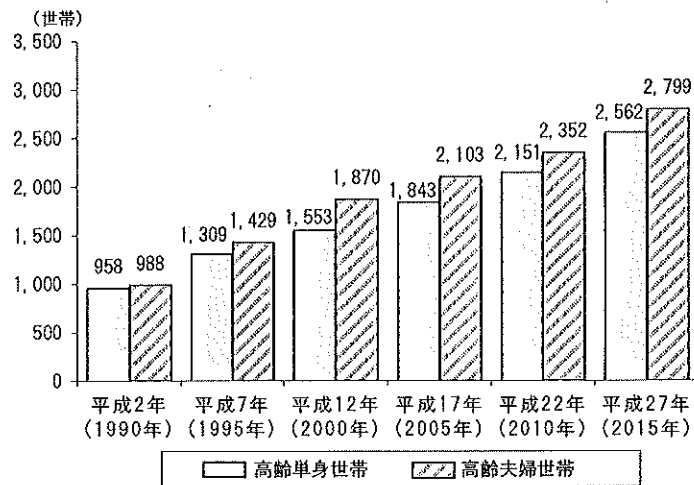
■世帯構成の状況



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 支援を必要とする人の状況

① 高齢単身世帯・夫婦世帯

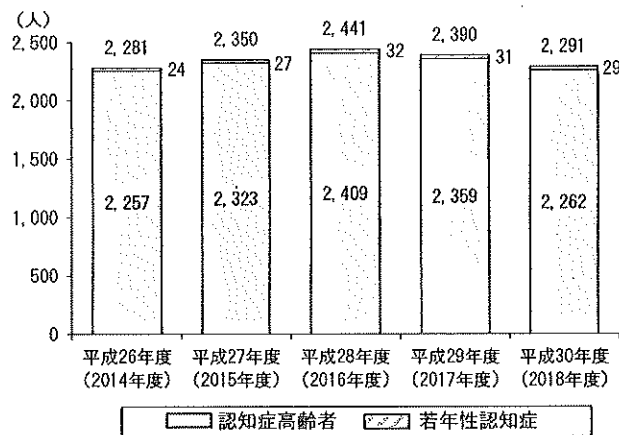


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

平成27年(2015年)の高齢単身世帯は2,562世帯、高齢夫婦世帯は2,799世帯となっています。

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに年々増加しています。

② 認知症のある人

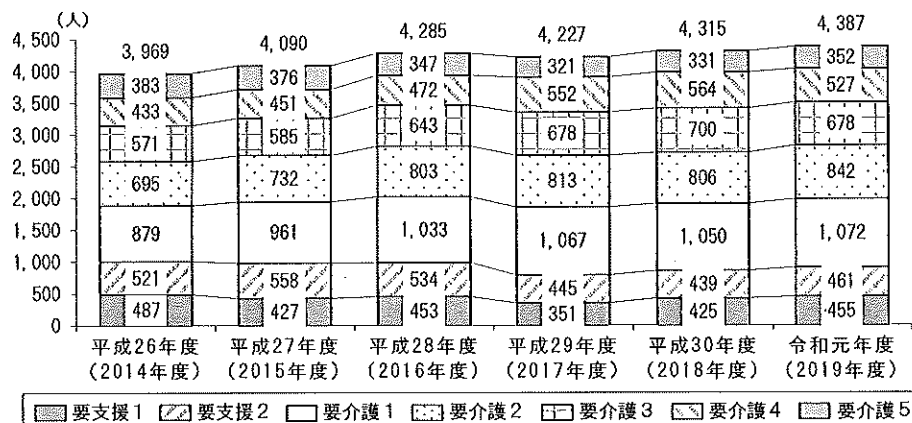


資料：地域包括支援課（各年度末時点）

認知症のある人の状況は、平成30年度(2018年度)で認知症高齢者が2,262人、若年性認知症は29人、計2,291人となっており、平成29年以降、減少傾向がみられます。

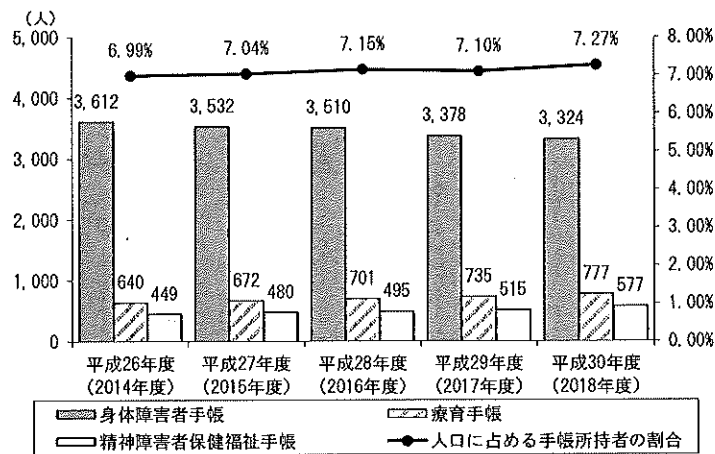
③ 要介護認定者

要介護認定者数は年々増加しており、増加傾向にあります。いずれの年度も要介護1が最も多く、平成26年度(2014年度)の1.22倍となっています。



資料：介護保険課（各年度末時点）

④ 障害者手帳所持者

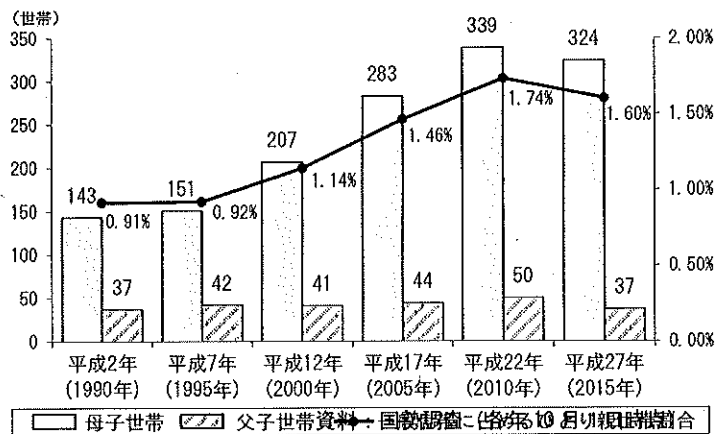


資料：障がい福祉課（各年度末時点）

障害者手帳所持者数は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加傾向にあります。

人口に占める手帳所持者の割合は、7%台で推移しています。

⑤ ひとり親世帯

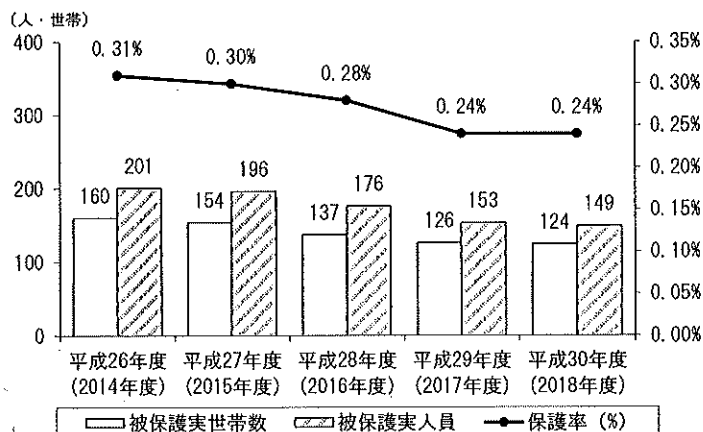


資料：国勢調査（各年の10月1日現在時点）

平成27年(2015年)の母子世帯は324世帯、父子世帯は37世帯となっています。

ひとり親世帯は増加傾向にありましたが、平成27年(2015年)は平成22年(2010年)より減少しています。

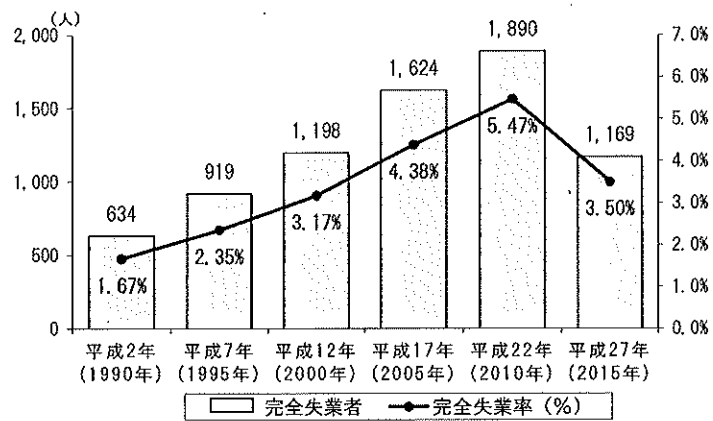
⑥ 生活保護世帯



資料：社会福祉課（各年度末時点）

生活保護を受給する世帯や人員は、減少傾向にあり、平成30年度(2018年度)の月平均受給数は124世帯、149人でした。保護率も減少傾向にあります。

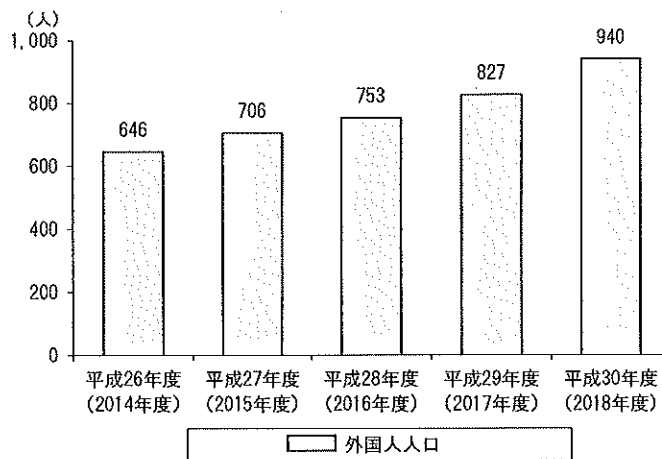
⑦ 完全失業者



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

平成27年(2015年)の完全失業者数は1,169人、完全失業率は3.50%となっています。

⑧ 外国人

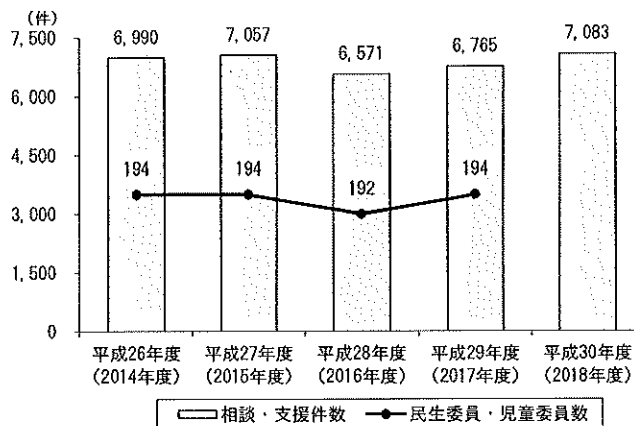


資料：市民課（各年度末時点）

市内在住の外国人は、年々増加しており、平成30年度(2018年度)で940人となっています。

(3) 地域活動の状況

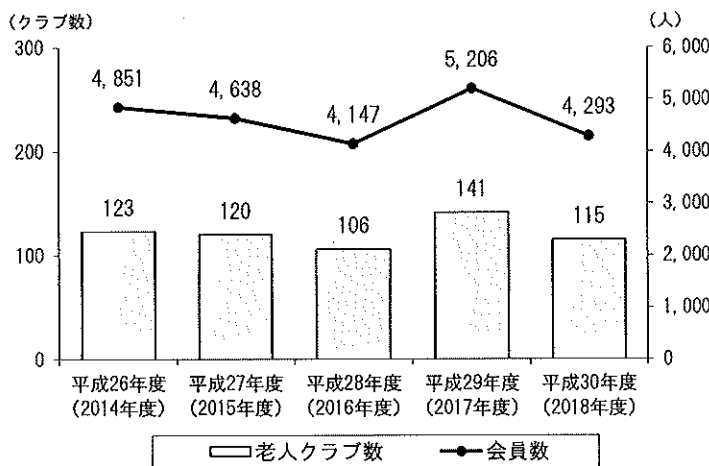
① 民生委員・児童委員の活動状況



相談・支援件数：社会福祉課（各年度末現在）、民生委員・児童委員数：兵庫県「社会福祉統計年報」（各年度末現在）

民生委員（児童委員）の活動状況については、相談・支援件数は平成29年度以降上昇傾向にあり、平成30年度（2018年度）末現在で7,083件となっており、民生委員・児童委員数は、平成30年度（2018年度）末現在●●となっています。

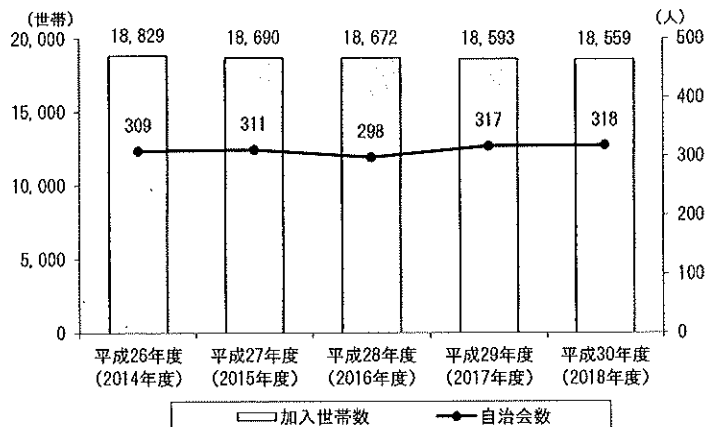
② 老人クラブの状況



資料：社会福祉課（各年度末現在）

本市の老人クラブ数、会員数は、年々減少していましたが、平成29年度（2017年度）に増加しましたが、平成30年度（2018年度）は、再び減少し、老人クラブ数が115クラブ、会員数が4,293人となっています。

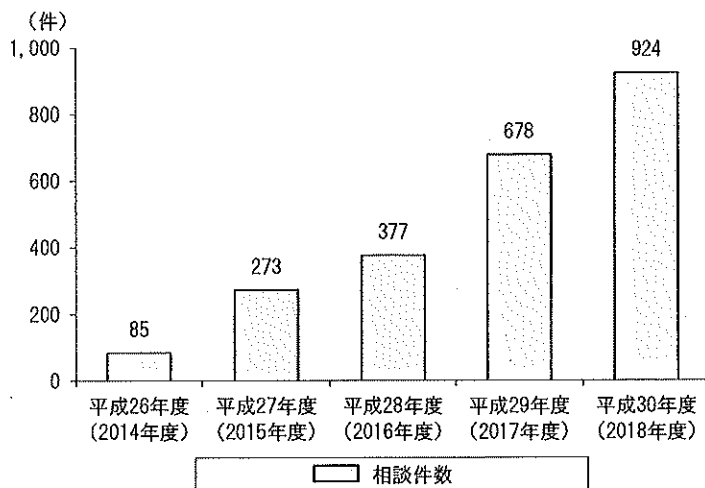
③ 自治会の状況



資料：社会福祉課（各年度末現在）

自治会への加入世帯数は横ばいで推移しており、平成30年度（2018年度）で18,559世帯が加入しています。

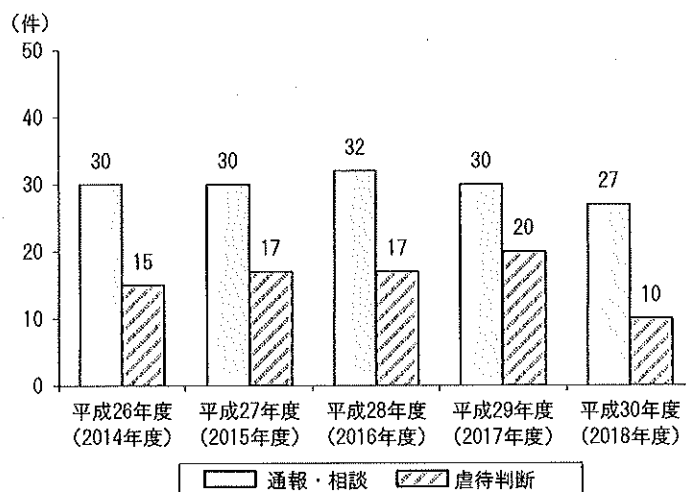
④ 高齢者に関する相談状況



資料：地域包括支援課（各年度末現在）

地域包括支援センターでの総合相談における高齢者に関する相談件数は年々増加しており、平成30年度(2018年度)で924件となっています。

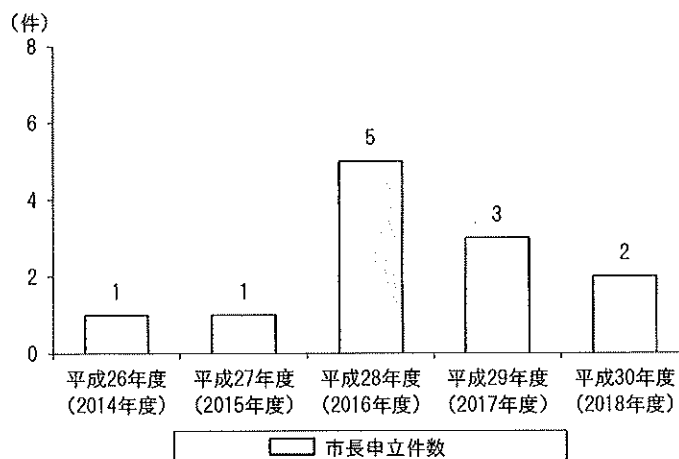
⑤ 高齢者虐待に関する相談状況



資料：地域包括支援課（各年度末現在）

高齢者虐待に関する相談件数は横ばいで推移しており、通報・相談件数は平成30年度(2018年度)で27件で、そのうち虐待と判断された件数は10件となっています。

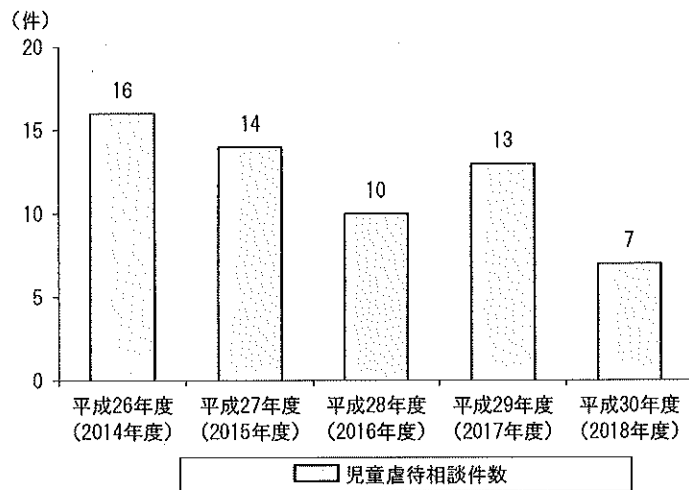
⑥ 成年後見制度の申立件数



資料：地域包括支援課（各年度末現在）

高齢者の成年後見制度の市長申立件数は、平成30年度(2018年度)で2件となっています。

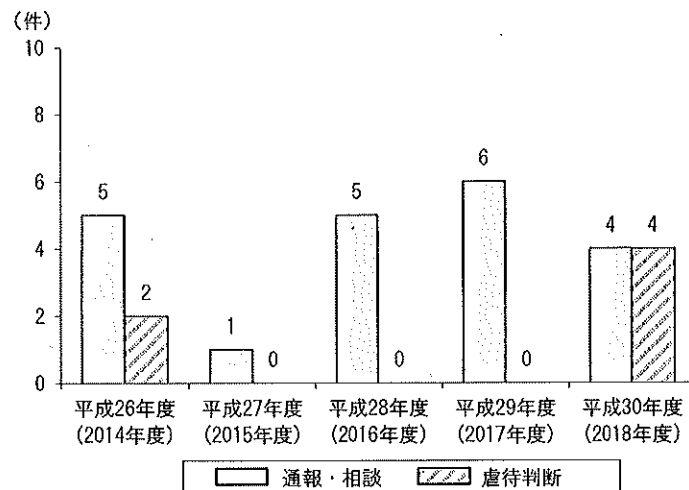
⑦ 児童虐待に関する相談件数



資料：子育て支援課（各年度末現在）

児童虐待に関する相談件数は、平成30年度(2018年度)で7件となっています。

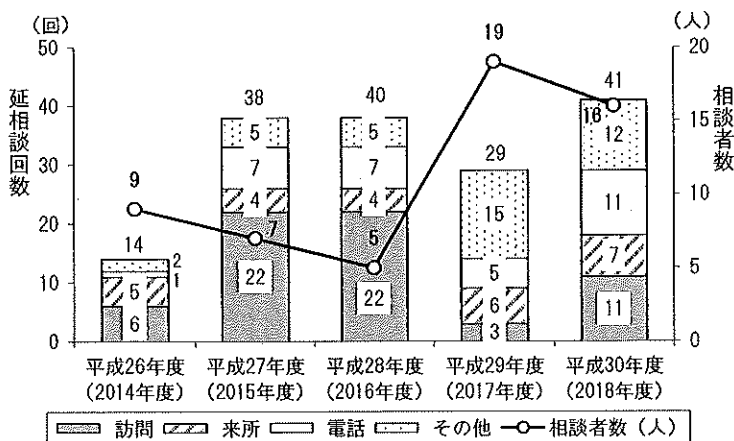
⑧ 障がい者虐待に関する相談件数



資料：子育て支援課（各年度末現在）

障がい者虐待に関する通報・相談件数は横ばいで推移しており、通報・相談件数は平成30年度(2018年度)で4件で、そのうち虐待と判断された件数も4件となっています。

⑨ DVに関する相談者数



資料：社会福祉課（各年度末現在）

DVに関する相談者数は平成29年度(2017年度)は前年度より大きく増え19人となりましたが、平成30年度(2018年度)は16人に減少しています。

延相談回数は平成30年度(2018年度)では合計41回で、前年度より増加しています。

第3章 丹波市の地域福祉をめぐる課題認識

1 地域福祉の推進に向けた課題

(1) 人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応

福祉基盤の整備に関する課題を整理（見出しタイトルは仮）
※地域福祉アンケート、自治協意識調査などから

(2) 多様な社会資源と連携・協働した「丸ごと」支援するための仕組みへの転換

多職種連携に関する課題の整理（見出しタイトルは仮）
※地域福祉アンケート、自治協意識調査などから

(3) 「我が事」による支えあいの仕組みづくり

住民主体による支えあい活動に関する課題の整理（見出しタイトルは仮）
※地域福祉アンケート、自治協意識調査などから

(4) 要援護者本人の自発的意思が尊重され、尊厳が守られる地域づくり

市民の権利擁護支援と虐待防止対策に関する課題の整理（見出しタイトルは仮）
※地域福祉アンケート、自治協意識調査などから

(5) 社会福祉法人との連携・協働と福祉人材の確保・育成

福祉に関わる専門人材の確保・育成、社会福祉法人の公益活動に関する課題の整理（見出しタイトルは仮）
※地域福祉アンケート、自治協意識調査などから

(6) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進

災害時避難行動要支援者への支援に関する課題の整理（見出しタイトルは仮）
※地域福祉アンケート、自治協意識調査などから

第4章 計画の基本的な考え方

1 まちづくりの目標とめざす暮らしの姿

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスや支援が必要となっても、家族をはじめ、友人や知人、近隣との関係を保ち、社会とかかわりを持ちながら、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その目的の実現のためには、超高齢社会・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化に伴い増し、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け取り組んでいく必要があります。

今後は、次の理念のもと、様々な施策を展開し、暮らしの姿の実現に向け、高齢者、障がいのある方、子どもを含むすべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいがづくりに主体的に参加・参画し、支え、助けあえる地域共生社会を構築していきます。

■まちづくりの目標■

市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう

■めざす暮らしの姿■

住み慣れた地域に住み続ける生活スタイル

■基本理念■

①市民一人ひとりが主体のまち

〔健康づくり・介護予防・生きがいがづくりなど私たち一人ひとりが
できることを考えます〕

②『きずな』孤立を許さないまち

〔みんながつながるまちをつくれます〕

③集い・支えあい暮らし続けられるまち

〔超高齢・少子社会に、地域資源・活動・取組・くらしなどを生かし、生まれてから
看取まで丸ごと支える基盤や仕組み、地域コミュニティを創ります〕

2 施策体系

3 基本目標

前述の課題認識を踏まえ、本市での「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では次の基本目標を掲げ、今後5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

(1) 福祉基盤の整備

要検討（取組の考え方を記載）

※以下同様

(2) 地域を基盤とした多職種、多機関協働・連携強化

(3) 地域づくり

(4) 市民の権利擁護支援と虐待防止対策

(5) 福祉に関わる専門人材の確保・育成

(6) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

(7) 災害時避難行動要支援者への支援

第5章 丹波市地域福祉計画の施策の展開

施策目標 1 福祉基盤の整備

基本目標

○福祉基盤の整備

【施策の考え方】

【基本的な施策の方向性】

施策目標 2 地域を基盤とした多職種、他機関協働

基本目標

○地域丸ごとの連携強化・拡大

【施策の考え方】

【基本的な施策の方向性】

- (1) 連携拠点の活動の充実
- (2) 介護福祉専門職の連携による在宅生活支援
- (3) 医療・介護における施設・専門職の連携強化

施策目標 3 地域づくり

基本目標

○福祉コミュニティとしての地域づくりの推進

【施策の考え方】

(1) 自治協議会による支えあい推進体制の整備

○支えあい推進体制における各機関の役割

(2) 介護予防（健康づくり）への市民参加の促進

- ①いきいき百歳体操サポーターの養成
- ②健康講座への積極的な参加

(3) 市民相互の見守り活動の充実

- ①自治協や自治会行事への参加の呼びかけ
- ②隣近所の見守り活動

(4) 支えあい活動事業の推進

- ①くらしの応援隊への参加や利用促進
- ②認知症見守り QR コード、緊急通報システム
- ③チームオレンジの活動支援

(5) 民生委員・児童委員との協働体制の構築

- ①支えあい推進会議への参加
- ②自治協議会との懇談会

(6) 多種・多様な支え手の確保

- ①社会福祉法人や民間事業所の地域参画(ほっとかへんネット)の拡大
- ②コンビニや各種 NPO 等の支えあい活動参加

(6) 世代間交流や異文化共生ネットワークづくり

- ①平成(令和)たんば塾への社会福祉法人の活用など
- ②異文化共生ネットワークの地域実態に応じて拡大を目指す

施策目標 3 人権擁護

基本目標

○ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実

【施策の考え方】

【基本的な施策の方向性】

- (1) 虐待防止及び対応充実のための体制の構築
- (2) 権利擁護ニーズに対する支援体制の充実
- (3) 成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進

施策目標 4 人づくり

基本目標

- 福祉に関わる専門人材の確保・育成
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

【施策の考え方】

【基本的な施策の方向性】

- (1) 介護福祉現場の魅力アップと職場定着支援
- (2) 多様な人材確保
- (3) 研修体制の充実による人材育成の強化
- (4) 業務の効率化と生産性向上対策の推進
- (5) 社会福祉法人連絡協議会の活性化
- (6) 法人資源を活かした地域への働きかけ
- (7) 地域公益活動を通じた社会福祉法人の見える化

施策目標 5 防災・減災

基本目標

○災害時避難行動要支援者への支援

【施策の考え方】

【基本的な施策の方向性】

第6章 丹波市社会福祉協議会地域推進計画の施策の展開

第7章 計画の推進に向けて

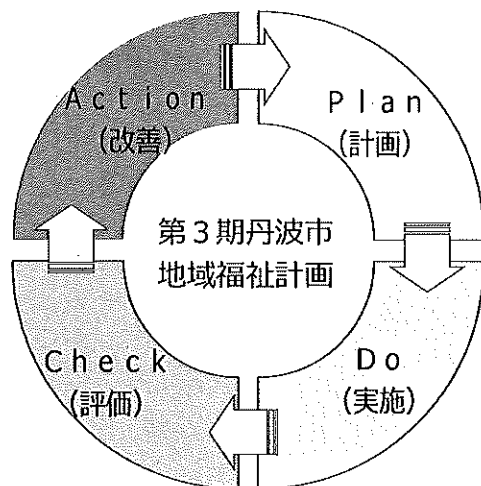
1 計画の推進体制

「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。

2 計画の進行管理・評価体制

本計画で示す施策は、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

その取組の方法は、毎年度、施策の方向に沿った具体的事業を盛り込んだ実施計画を策定し、個別の事業によって実施します。また、実施した事業の成果や進捗状況は、施策指標の達成状況の評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実施)	策定した計画に沿って各施策・事業を実施します。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのかを評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。

[illegible]